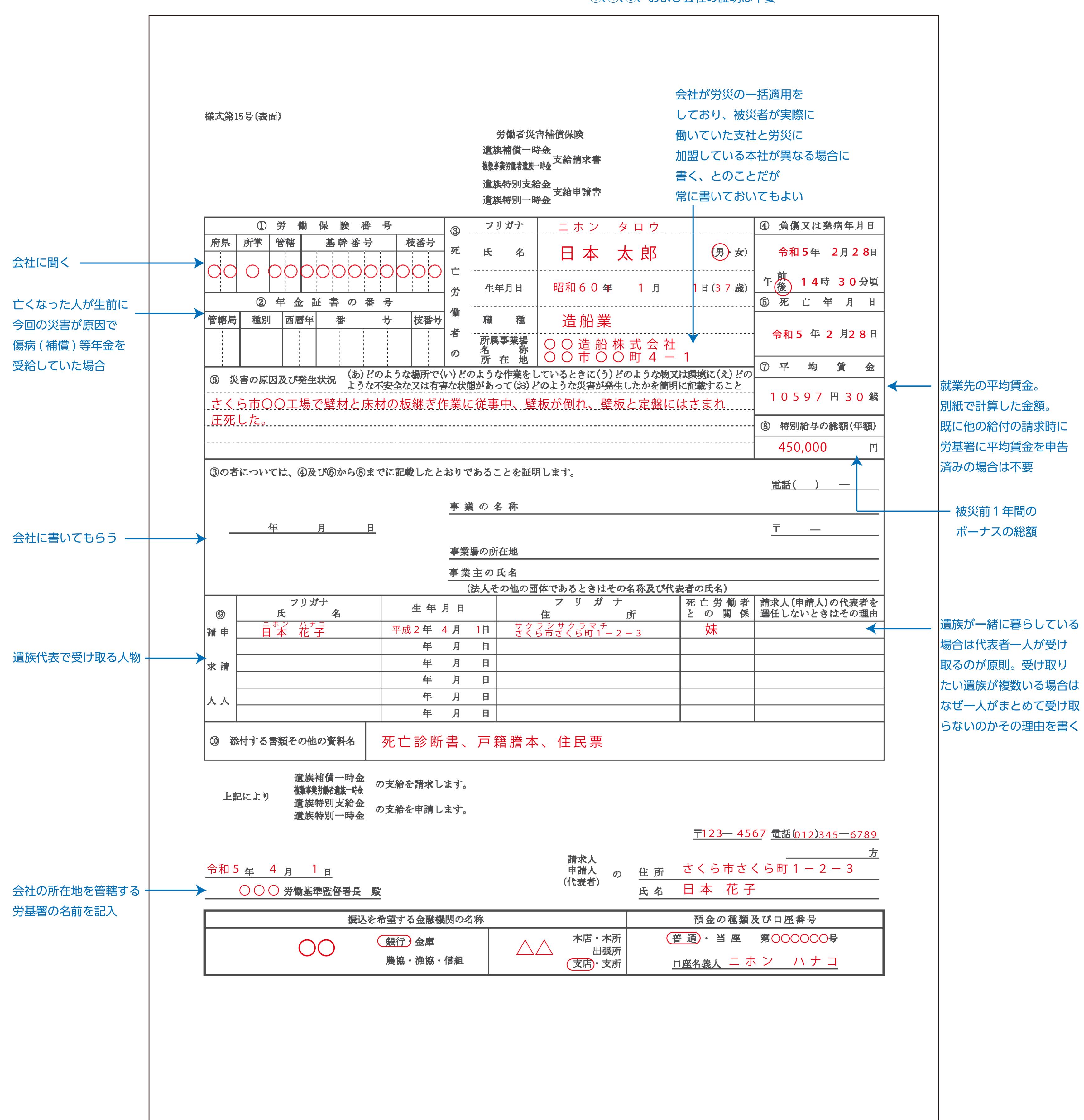
わかりやすく赤字にしているが実際には黒のボールペンで書く

今回の災害が原因で、遺族が以前に遺族(補償)等年金を 受給していたり、亡くなった人が生前に傷病(補償)等年金を受給していた場合、 ①、④、⑥、および会社の証明は不要



その他の(表面に労働保険番号を書いた会社以外の)

就業先についてまだ労基署に申告していないときは記入する。

他の労災給付請求時に申告済みの場合は、この用紙への記入も、

別会社の平均賃金算出のための別紙の提出も不要

## 様式第15号(裏面)

Γ	⑪その他就業先の有無								
ľ	無無	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない) 1 社	有の場合でいずれかの事業で特別加入 (ただし表面の事業を 労働保険事務組合又は特別加入団体の名称		特別加入	<b>犬</b> 況			
F	労	<b>働保険番号(特別加入)</b>	加入年月日	年	月				
		00000000000	給付基礎日額	2,123.45		円			

## 〔注意〕

会社に聞く一

- 1 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- 2 ②には、死亡労働者の傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
- 3 ③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属 していた支店、工事現場等を記載すること。
- 4 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中 の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして 算定した平均賃金に相当する額を⑦に記載すること。
- 5 ⑧には負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに 支払われる賃金の総額を記載すること。
- 6 死亡労働者が休業補償給付、複数事業労働者休業給付及び休業特別支給金の支給を受けていなかつた場合又は死亡労働者に関し遺族補償年金又は複数事業 労働者遺族年金が支給されていなかつた場合には、⑦の平均賃金の算定内訳及び⑧の特別給与の総額(年額)の算定内訳を別紙(様式第8号の別紙1に内訳を - 記載し使用すること。)を付して記載すること。ただし、既に提出されている場合を除く。
- 7 死亡労働者に関し遺族補償年金若しくは複数事業労働者遺族年金が支給されていた場合又は死亡労働者が傷病補償年金若しくは複数事業労働者傷病年金を 受けていた場合には、
- (1) ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
- (2) 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 8 死亡労働者が特別加入者であつた場合には、
- (1) ⑦にはその者の給付基礎日額を記載すること。
- (2) ⑧には記載する必要がないこと。
- (3) 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 9 ⑨及び⑩の欄に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 10 この請求書(申請書)には、次の書類を添えること。
- (1) 請求人(申請人)が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができ る書類
- (2) 請求人(申請人)が死亡した労働者の収入によつて生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類
- (3) 労働者の死亡の当時遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族補償一時金若しくは複数事業労働者遺族一 時金の支給の請求又は遺族特別支給金若しくは遺族特別一時金の支給の申請であるときは、次の書類
- イー労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わ るべき書類
- ロ 請求人(申請人)と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本((1)の書類を添付する場合を除く。)
- (4) 遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることがで きる遺族がない場合の遺族補償一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金の支給の請求又は遺族特別一時金の支給の申請であるときは、(3)の中の書 類((1)の書類を添付する場合を除く。)
- 11 死亡労働者が特別加入者であつた場合には、④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
- 12 ①の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第 8 号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。
- 13 複数事業労働者遺族一時金の請求は、遺族補償一時金の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなされること。
- 14 ①「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者遺族一時金の請求はないものとして取り扱うこと。

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号	
労務士 載欄			( _ )	

事業主や一人親方など 特殊な立場で労災に加盟 しているときに書く

別会社の平均賃金。 別紙で計算した金額